≪ 商 品 説 明 書 ≫

2019年7月1日現在

商品名（愛称）	・利息分割受取型定期預金
ご利用いただける方	・個人のお客様
期　間	・定型方式 1年、2年、3年、4年、5年 元金継続型の自動継続のお取扱いのみです。
お預け入れについて (1)　お預け入れ方法 (2)　お預け入れ金額 (3)　お預け入れ単位	 ・一括してお預け入れいただきます。 ・300万円以上 ・1円単位
払い戻し方法	元金は満期日以降に一括して払い戻しし、利息は分割してお支払いいたします。
利　息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法（頻度） (3) 計算方法	 ・お預け入れ金額が1，000万円未満は、店頭表示のスーパー定期300の利率を、 また、1，000万円以上の場合は大口定期預金の利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 ・お預け入れ時にお客様が指定された一定の周期で、一定のお利息をお客様が指定された口座へ振替入金いたします。 なお、現金による利息のお支払いはいたしません。 利息の振替周期 ①お預け入れ日を基準として１カ月周期 ②お預け入れ日を基準として２カ月周期 ③お預け入れ日を基準として３カ月周期 ④お預け入れ日を基準として４カ月周期 ⑤お預け入れ日を基準として６カ月周期 ・期間内利息を利払い周期毎に単利・月割りで均等分割計算を行い、端数については最終回のお支払い利息で調整いたします。 ・付利単位を1円として、月割り計算を行います。
税　金	・20％の源泉分離課税（国税15％、地方税5％） ・利子税の計算は、利息お支払の都度、行います。 ・法令によるマル優制度をご利用できるお客様は非課税とすることができます。 ※　平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に受け取る利息には「復興特別所得税」が上乗せされ、20．315％（国税15．315％、地方税5％）の税金がかかります。
手数料	―
付加できる特約事項	・総合口座の担保定期とすることができます。 貸越限度額　総合口座の他定期預金と合算した金額の90％以内で最高500万円まで 貸越利率　担保定期預金の約定利率＋0．5％
期日前解約時のお取扱い	・満期日前に解約する場合は、所定の期限前解約利率（注）により利息計算を行います。 ・分割利息支払い後の場合、差引き後のお支払い利息がマイナスとなりお客様より差額をいただくことがあります。なお、この場合は元金より差し引かせていただきます。
金利情報の入手方法	・店頭備付けの金利表示またはインターネット上のホームページをご覧いただくか、または店頭にお問合せください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室（9時～17時、電話：0120-114-156）にお申し出ください。 紛争解決措置　天神弁護士センター（電話：092-741-3208）、北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）、久留米法律相談センター（電話:0942-30-0144）の福岡県弁護士会の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください。 なお、各相談センターに直接申し立てていただくことも可能です。
その他参考となる事項	・期日後利息 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・中間利払いはいたしません。

	・この預金は預金保険の対象商品となっています。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。

（注）お預け入れ期間と約定期間に応じた期限前解約利率（小数点４位以下切り捨て）

約定期間＼お預け入れ期間	1カ月以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年
6カ月未満	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率
6カ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上1年6カ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上3年未満	約定利率×70%	－	－	－
1年6カ月以上2年未満	－	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年6カ月未満	－	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6カ月以上3年未満	－	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
2年6カ月以上4年未満	－	約定利率×90%	－	－
3年以上4年未満	－	－	約定利率×90%	約定利率×80%
3年以上5年未満	－	－	約定利率×90%	－
4年以上5年未満	－	－	－	約定利率×90%